有害鳥獣追払備品管理規程

（目的）

第１条　本規程は、　　　　　　　（以下「　　　」という）が所有する有害鳥獣捕追払備品（以下「備品」）の使用に際して、追払いの効果を高めると共に、備品の損耗を最小限に押さえ、安全かつ適正な利用を図ることを目的とする。

（備品概要について）

第２条　　　　は、以下の備品を所有する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購入年月日 | 規格 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（備品の運用について）

第３条　備品の運用については、以下のとおり定める。

　１　備品の管理者は、　　　　　　　とする。

　　　管理者は、法令を遵守し適正な管理を行う責務を負う。

　　　有害鳥獣の追払い以外に備品を使用したり、事故が発生した時等、重大な過失があった場合は一切の責任を負う。そのため安全には充分留意すること。

　２　運用については、効率的な利用に努めること。

　３　備品の保管場所は、　　　　　　　とする。

　４　管理者は追払いでの使用を記録すること。

この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。

団　体　名

代表者名　　　　　　 　　　　　　　　　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住　　　所

連　絡　先